

運営規定別紙 利用料金

(1) 利用料（令和3年4月1日介護報酬改定。但し、ベースアップ支援加算は令和4年10月1日開始）

- ① 要介護認定区分が自立や要支援と判定された方や介護保険の給付を受けられない方は全額自己負担となります。
- ② 介護保険の支給限度額範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。
- ③ 利用料金の自己負担以外の金額は、被保険者（利用者）に代わって保険給付を当事業所が法定代理受領します。

【利用料金表】 通常時間帯（午前8時～午後6時）

※実際の利用料金は、処遇改善加算を含め利用したサービスの合計した単位より算出されますので、概算としてご利用下さい。

サービス内容	ご利用時間	特定事業所加算を含む単位数	利用料金（注1）	利用者負担(注2)			
				1割負担	2割負担	3割負担	
身体介護 中心型	20分未満	184	¥2,097	¥210	¥420	¥630	
	20分以上30分未満	275	¥3,135	¥314	¥627	¥941	
	30分以上1時間未満	436	¥4,970	¥497	¥994	¥1,491	
	1時間以上1時間30分未満	637	¥7,261	¥727	¥1,453	¥2,179	
	1時間30分以上 (30分増すごとに)	92~93	※おおよその追加金額です ¥1,048	¥105	¥210	¥315	
	身体介護に引き続いて 生活援助を利用する場合 (追加の時間・料金)	(20分以上45分未満)	73~74	¥832	¥84	¥167	¥250
		(45分以上70分未満)	147~148	¥1,675	¥168	¥335	¥503
		(70分以上)	221	¥2,519	¥252	¥504	¥756
生活援助	20分以上45分未満	201	¥2,291	¥230	¥459	¥688	
	45分以上	248	¥2,827	¥283	¥566	¥849	
訪問介護初回加算		200	¥2,280	¥228	¥456	¥684	
緊急時訪問介護加算		100	¥1,140	¥114	¥228	¥342	
訪問介護生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100	¥1,140	¥114	¥228	¥342	
訪問介護生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200	¥2,280	¥228	¥456	¥684	
訪問介護処遇改善加算（Ⅱ）	利用合計単位×10.0%の単位が加算されます(小数点以下四捨五入)						
訪問介護特定処遇改善加算（Ⅰ）	利用合計単位×6.3%の単位が加算されます(小数点以下四捨五入)						
介護職員等ベースアップ等支援加算	利用合計単位×2.4%の単位が加算されます(小数点以下四捨五入)						

(注1) 処遇改善加算含む利用単位総計×東京23区（地域区分1級地）の地域係数11.40円（1円以下は切り捨て）

(注2) 2割負担の方は年収240万円以上（夫婦は346万円）、3割負担の方は年収340万円以上（夫婦は463万円以上）です。

≪特定事業所加算≫当事業所は、特定事業所加算Ⅱ（介護福祉士要件）を取得しています。

≪初回加算≫新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して初回サービスと同月内に、サービス提供責任者が自らサービス提供を行う場合、または他の訪問介護員等に同行した場合。過去2ヶ月間サービスの提供を受けていない場合も該当します。

≪緊急時訪問介護加算≫ご利用者やそのご家族等からの要請を受けて、担当ケアマネージャーが必要と認め、ケアプランにない身体介護を24時間以内に提供した場合。

≪生活機能向上連携加算≫（Ⅰ）訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と共にサービス提供責任者が利用者の居宅に同行する等し、両者の共同で身体状況等を評価し訪問介護計画書を作成した場合。（Ⅱ）は（Ⅰ）に加えて医療提供施設の医師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問して行う場合。

≪処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算≫これらの加算は全額が介護職員等の処遇向上に使われます。

※ 利用時間が次の場合の単位数は割り増しとなります。早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）25%増し。深夜（午後10時～午前6時）50%増し。単位計算は小数点以下四捨五入です。

※ やむを得ぬ事情と利用者の同意を得て訪問介護員が2人で訪問した場合は、2倍の単位となります。

(2) 交通費

サービスを提供する地域：世田谷区内のサービス利用については、訪問介護員の往復にかかる交通費は無料です。

(3) キャンセル料

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。（連絡先：TEL 03-6411-9132）

① ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	介護保険の定める利用料金の50%

運営規定別紙 利用料金

(1) 利用料（令和3年4月1日介護報酬改定。但し、ベースアップ支援加算は令和4年10月1日開始）

- ① 要介護認定区分が自立と判定された方や介護保険の給付を受けられない方は全額自己負担となります。
- ② 介護保険の支給限度額範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。
- ③ 利用料金の自己負担以外の金額は、被保険者（利用者）に代わって保険給付を当事業所が法定代理受領します。

利用料金表①【総合事業訪問介護】※月単位の定額制です。

名称	サービス内容	単位数 /月	利用料金 (注1)	利用者負担(注2)		
				1割負担	2割負担	3割負担
総合事業 訪問介護 サービス	訪問型独自サービスⅠ（1週に1回程度訪問）	1,176	¥13,406	¥1,341	¥2,682	¥4,022
	訪問型独自サービスⅡ（1週に2回程度訪問）	2,349	¥26,778	¥2,678	¥5,356	¥8,034
	訪問型独自サービスⅢ 週2回を超える利用が必要とされた者 ※要支援1の方はご利用できません	3,727	¥42,487	¥4,249	¥8,498	¥12,747
訪問型独自サービス初回加算		200	¥2,280	¥228	¥456	¥684
訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		100	¥1,140	¥114	¥228	¥342
訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200	¥2,280	¥228	¥456	¥684
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		利用合計単位(加算含む)×10.0%(小数点以下四捨五入)				
訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		利用合計単位(加算含む)×6.3%(小数点以下四捨五入)				
訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		利用合計単位(加算含む)×2.4%(小数点以下四捨五入)				

利用料金表②【総合事業生活援助】※1回あたりの利用料金です。利用回数によって月額料金は変わります。

名称	サービス内容	単位数 /1回	利用料金 (注1)	利用者負担(注2)		
				1割負担	2割負担	3割負担
総合事業 生活援助 サービス	生活援助サービス週1（上限5回/月まで）	226	¥2,576	¥258	¥516	¥773
	生活援助サービス週2（上限10回/月まで）	226	¥2,576	¥258	¥516	¥773
生活援助サービス初回加算		200	¥2,280	¥228	¥456	¥684
処遇改善加算Ⅱ（初回加算分）		初回加算に対して20単位(約10.0%の加算率)				
特定処遇改善加算Ⅰ（初回加算分）		初回加算に対して13単位(約6.3%の加算率)				
生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ		サービス1回につき23単位(約10.0%の加算率)				
生活援助サービス特定処遇改善加算Ⅰ		サービス1回につき14単位(約6.3%の加算率)				
生活援助サービスベースアップ等支援加算		サービス1回につき5単位(約2.4%の加算率)				

(注1) 利用単位総計（処遇改善加算含む）×東京23区（地域区分1級地）の地域係数11.40円（1円以下は切り捨て）

(注2) 2割負担の方は年収240万円以上（夫婦は346万円）、3割負担の方は年収340万円以上（夫婦は463万円以上）です。

≪初回加算≫新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して初回サービスと同月内に、サービス提供責任者が自らサービス提供を行う場合、または他の訪問介護員等に同行した場合、過去2ヶ月間サービスの提供を受けていない場合も該当します。

≪生活機能向上連携加算≫訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士と共にサービス提供責任者が利用者の居宅に同行する等し、両者の共同で身体状況等を評価し訪問介護計画書を作成した場合、総合事業生活援助にはこの加算はありません。

≪処遇改善加算・ベースアップ等支援加算≫これらの加算は全額が介護職員等の処遇向上に使われます。

(2) 交通費

サービスを提供する地域：世田谷区内のサービス利用については、訪問介護員の往復にかかる交通費は無料です。

(3) キャンセル料

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。（連絡先：TEL 03-6411-9132）

総合事業訪問介護 キャンセル料無し（月単位の定額制のため）

総合事業生活援助 キャンセル料有り（1回ごとの利用料のため）

総合事業生活援助の キャンセル料	① ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
	② ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	1,288円（ご利用料金の50%）